所得税及び復興特別所得税の申告と納付〔Ｐ94〕

１　申告〔Ｐ94〕

私たちがその年に納める所得税等の額を確定させるためには、住所地の税務署長に確定申告書を提出する必要があります。申告には、通常の確定申告のほかに、死亡又は出国の場合の確定申告などがあります。

２　納付〔Ｐ94〕

所得税等の額は、申告期限である３月15日（同日が土曜日又は日曜日に当たるときは翌月曜日）までに納めなければなりません。期限までに納付しなかった場合には、延滞税がかかります。

延滞税の割合は、納期限の翌日から２か月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（注）＋１%」のいずれか低い割合となり、２か月を経過する日の翌日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（注）＋7.3%」のいずれか低い割合となります。

（注）上記の「特例基準割合」について、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞税の計算に当たっては、各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年１%の割合を加算した割合となります。

延納届出額（確定申告により納付すべき所得税等の額の２分の１以下の額）を記載した確定申告書を税務署長に提出し、確定申告により納付すべき所得税等の額の２分の１以上を納期限の３月15日（同日が土曜日又は日曜日に当たるときは翌月曜日）までに納付すれば、残りの額は５月31日（同日が土曜日又は日曜日に当たるときは翌月曜日）まで延納が

認められます。延納をした場合には利子税がかかります。

利子税の割合は、「特例基準割合（注）」となります。

（注）上記の「特例基準割合」について、令和３年１月１日以後の期間に対応する利子税の計算に当たっては、平均貸付割合に、年0.5%の割合を加算した割合となります。

なお、所得税等の納付の方法には、指定した預貯金口座から自動的に納付ができる「振替納税」の制度があります。

振替納税を利用する場合は、あらかじめ納期限までに所轄税務署又は預貯金先の金融機関に口座振替依頼書の提出が必要です。